

一般社団法人日本ボッチャ協会 契約処理規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ボッチャ協会（以下「本協会」という。）の契約処理に関し基本となる必要事項を定め、事務の円滑化と適正かつ能率的な執行を図ることを目的とする。

(契約の原則)

第2条 契約は、原則として競争性を確保した競争契約によるものとし、契約の相手方を決定する方法として、複数見積の制度（複数の見積書を徴する方法）等を用いることとする。ただし、本規程第4条に定める契約に関してはこの限りではない。

(契約の責任者及び担当部署)

第3条 契約の責任者は、代表理事とする。ただし、内容・目的により、決裁権限者が契約の責任者となることができる。

2. 契約の署名者は、契約の責任者とする。
3. 契約の業務処理手続きは、事務局長が行うものとする。なお、必要に応じて、当該業務を所管する部署においても行うことができるものとする。

(随意契約の方法)

第4条 次の各号に掲げる場合は、契約は随意契約により行うことができる。

- (1) 国、地方自治体、又は公益法人及びこれに準ずる者との契約
- (2) 電気、ガス及び水道等の供給並びに電話加入契約
- (3) 損害保険契約
- (4) 予定価格が総額100万円以下の契約
- (5) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき
- (6) 緊急を要するため競争に付することができないとき
- (7) 外国で契約するとき
- (8) 過去に本協会と取引の実績があり、契約を随意契約で行ったとしても取引の公正さが害されるおそれがないと本協会において判断される場合
- (9) その他やむを得ない理由があるとき

(参加資格)

第5条 第2条に定める競争契約に参加する者（以下「参加者」という。）については、あらかじめその業務内容及び財務内容等調査の上、事務局長の承認を得るものとする。

2. 参加者は、以下の各号を全て満たすものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者ではないこと
- (2) 第1号に定める暴力団及び暴力団員等の依頼を受けて応募に参加しようとする者でないこと
- (3) 第1号に定める暴力団及び暴力団員等と関係のある者、関係する企業、総会屋その他反社会的勢力に該当する者ではないこと

(取引の中止)

第6条 契約の責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後、原則として1年間を基準に、契約の相手方としないことができる。

- (1) 契約の履行にあたり、故意に業務を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 第2条に定める競争契約において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
- (3) 参加希望者が第2条に定める競争契約へ参加することを妨害した者、契約候補者が契約を締結することを妨げた者、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 正当な理由がなく契約手続の履行をしない者
- (5) その他、本協会が不相当と認める者

(契約期間)

第7条 契約期間は、原則として単年度契約とする。ただし、次に掲げるものは、この限りではない。

- (1) 電気、ガス及び水道等の供給、電話の加入又は官公署及びこれに準ずる者との契約
- (2) 損害保険契約
- (3) 翌年度開始後直ちに給付を必要とする契約
- (4) その他、特に必要と認められる契約

(契 約 書)

第8条 契約を締結するときは、目的、金額、履行期限、支払方法、契約不適合、暴力団排除条項、その他必要事項を記載した契約書を作成するものとする。ただし、事務局長の判断に基づき、契約の性質により契約書を作成する必要がないと認められるとき又は契約金額が100万円以下のときは、請書をもってこれに代えることができる。

2. 契約を行おうとするものは、第5条第2項に定める暴力団等反社会的勢力に関する以下の各号の内容について、書面により自ら表明・確約しなければならない。

- (1) 暴力団等反社会的勢力でないこと
- (2) 暴力団等反社会的勢力との関係がないこと
- (3) 暴力団等反社会的勢力に類する行為をしないこと
- (4) 下請けや関連事業者に暴力団等反社会的勢力を用いないこと
- (5) 前各号に定める内容に一つでも違背した場合又は虚偽の申告をした場合は無催告で解約に応じ、これにより生じた損害を自らの責任とすること

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、事務局長が定めるものとし、理事会の求めがあるときは、これを理事会に報告して承認を得るものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、令和7年7月30日から施行する。